

平成27年度私立学校関係税制改正に係る最重点要望

日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立高等専門学校協会

平成27年度税制改正に当たり、私立学校に係る税制改正に関して、次の事項を最重点要望事項として要望いたします。

【最重点要望事項】

I 学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充

<要望事項>

○個人からの寄附に係る税額控除の対象となるための要件撤廃

寄附金に係る税額控除を受ける認定要件については、創意工夫ある教育による多様な人材育成、地方創生やボランティア活動などの拠点として活躍するより多くの私立学校が制度を活用できるよう、要件を撤廃されたい。

平成23年度の税制改正により、学校法人に対する個人からの寄附への税額控除制度が導入され、国民の幅広い層からの寄附を促す観点から画期的な制度の拡充が実現しました。各私立学校は、本制度を活用しながら、より幅広い市民からの寄附を得られるよう、制度の普及に努めています。

しかしながら、その際、税額控除を適用するための要件として寄附者の実績の要件（3,000円以上の寄附が年平均100件以上）などが課せられたため、小規模の大学法人や、幼稚園・小学校・中学校・高校法人などが税額控除の要件を満たすことが未だに困難な状況にあります。

学校法人はその規模等に関わらず、設置時に厳しい審査の上認可を受けるとともに、設置・運営する幼稚園から大学に至る各段階の私立学校が次世代の国民への教育を通じて国の将来のあり方に大きな役割を果たすなど、等しく高い公共性を有しており、学校法人に対する個人からの寄附金については、本来、税額控除の適用に当たって認定NPO法人等と同様の要件を課せられるべきものではありません。

個人からの寄附に係る税額控除の要件撤廃については、与党の「平成26年度税制改正大綱」において「寄附金税制については、……総合的に検討し、早期に具体的な結論を得る。」とされたことを踏まえ、今こそ、その実現を図られたい。

【参考】与党「平成26年度税制改正大綱」（平成25年12月12日）抜粋

第三 検討事項

4 寄附金税制については、これまでの制度拡充の効果等を踏まえ、所得控除による対応を基本としている所得税において税額控除を適用する場合の対象範囲等についての考え方や、控除の選択制の適否を含めた控除方式のあり方等について、主要国の制度も参考にしつつ総合的に検討し、早期に具体的な結論を得る。

II 教育費に係る経済的負担軽減措置の延長・拡充

<要望事項>

○教育資金の一括贈与にかかる贈与税非課税措置の延長・拡充

祖父母等が孫等に対して、教育費として一括贈与した資金に係る平成27年12月31日までの「教育資金の一括贈与にかかる贈与税非課税措置」は、学生等の教育資金を確保するための有効的な世代間の資産移転促進の措置であり、利用者のニーズも高いことから、当該非課税措置の適用期間の恒久的延長と措置内容の拡充を図られたい。